

京都大学基礎物理学研究所規程

(平成十六年達示第三十八号)

(趣旨)

第一条 この規程は、京都大学基礎物理学研究所（以下「基礎物理学研究所」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第二条 基礎物理学研究所は、素粒子論その他の基礎物理学に関する研究を行うとともに、全国の大学その他の研究機関の研究者の共同利用に供することを目的とする。

(所長)

第三条 基礎物理学研究所に、所長を置く。

2 所長は、京都大学の教授をもって充てる。

3 所長の任期は、二年とし、再任を妨げない。

4 所長は、基礎物理学研究所の所務を掌理する。

(協議員会)

第四条 基礎物理学研究所に、その重要事項を審議するため、協議員会を置く。

2 協議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議員会が定める。

(運営委員会)

第五条 基礎物理学研究所に、その運営に関する重要事項について所長の諮問に応ずるため、運営委員会を置く。

2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、所長が定める。

(研究部門)

第六条 基礎物理学研究所の研究部門は、次に掲げるとおりとする。

物理学基礎研究部門

物質構造研究部門

極限構造研究部門

(研究科の教育への協力)

第七条 基礎物理学研究所は、理学研究科の教育に協力するものとする。

(事務組織)

第八条 基礎物理学研究所に置く事務組織については、京都大学事務組織規程（平成十六年達示第六十号）の定めるところによる。

(内部組織)

第九条 この規程に定めるもののほか、基礎物理学研究所の内部組織については、所長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に任命する所長の任期は、第三条第三項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までとする。
- 3 次に掲げる規程は、廃止する。
 - 一 基礎物理学研究所協議会規程（昭和二十八年達示第三十号）
 - 二 京都大学基礎物理学研究所運営委員会規程（昭和二十八年達示第二十九号）
 - 三 京都大学基礎物理学研究所長候補者選考規程（昭和三十二年達示第九号）